

令和6年 第17回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和6年11月8日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和6年11月15日 午前 9時00分									
	閉 会		令和6年11月15日 午後 10時00分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎	明	7番	委員	下川部	和 宏	13番	委員	由 利	昭 人
	2番	委員	吉 田	藍	8番	委員	川 口	豊	14番	委員	佐 藤	貴 彦
	3番	委員	佐 藤	美登子	9番	委員	西 口	智 章				
	4番	委員	木 村	卓 也	10番	委員	奈 良	和 人				
	5番	委員	齋 藤	和 博	11番	委員	木 口	幸 弘				
	6番	委員	前 田	秀 幸	12番	委員	佐 藤	龍 也				
参 与	事務局長 沼 下 利 広											
議案説明のため出席した者 なし												
令和6年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 7番 _____ 14番 _____ _____											

[illegible]

会 議 の 経 過	
事務局長	全員おそろいですので、これより、第 17 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	さっそく総会に入りたいと思います。よろしくお願いします。
	日程第 1、出席者の報告。14 名出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、7 番、14 番お願いいたします。
	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 借主は社の山の〇〇〇〇さん、貸主は江差町の〇〇〇〇さん、土地の所在は社の山 00-0 ほか 2 筆で、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 43,825 m ² 、契約期間は令和元年 9 月 20 日から令和 11 年 9 月 19 日まででした。 2 番 借主は本町の〇〇〇〇さん、貸主は〇〇〇〇、土地の所在は稲見 00-0 で、地目は公簿・現況とも田、面積は 281 m ² 、契約期間は令和 2 年 11 月 25 日から令和 17 年 12 月 31 日まででした。 3 番 借主、貸主は 2 番と同じです。土地の所在は稲見〇〇ほか 1 筆で、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 15,940 m ² 、契約期間は平成 30 年 11 月 21 日から令和 15 年 12 月 31 日まででした。
会長	事務局の説明終わりました。何か聞きたいことあれば。 なければ、これでよろしいですか。 では、議案第 1 号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり現況証明書の交付の申請がありましたので、意見を求めます。 1 番、土地の所在は新栄〇〇、地目は記載のとおりです。面積は 307 m ² 、利用状況は 30 年以上前より畑として使用しておらず、雑草が生育し原野の状態です。出願理由は、地目変更登記のため必要とのことです。調査委員は記載の 3 名で、土地の所有者は北斗市の〇〇〇〇さんで、申請者も所有者と同様です。
会長	事務局の説明終わりました。補足説明お願いします。
佐藤(龍)委員	西口委員と木村委員と見に行きました。場所は亡くなった〇〇〇〇さんの家のところを下っていく所ですが、どこからどこまでが畑だったのか判断するのも困難で、畑として利用するのは無理だと判断しました。以上です。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	無ければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	では、申請通り許可します。 次に議案第 2 号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。

会 議 の 経 過	
事務局	議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は当路の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか2筆、地目は公募・現況ともに記載のとおりです。合計面積は21,656㎡、対価は10aあたり140,000円となっております。 2番 譲受人は社の山の〇〇〇〇さん、譲渡人は江差町の〇〇〇〇さん、土地の所在は社の山〇〇ほか3筆、地目は公募・現況ともに記載のとおりです。合計面積は45,268㎡、対価は10aあたり70,000円となっております。
会長	事務局の説明終わりました。補足説明をお願いします。
吉田委員	1番は、新栄の農地は、新栄から清和に上って行く冬囲いのある奥のところと、中館は元〇〇〇〇さんの堆肥盤を上ったところですよ。ずっと〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから借りていて、今回譲りたいという話になり、双方合意の上売買となりました。
会長	2番の補足説明をお願いします。
奈良委員	2番は、場所は農協の〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの自宅の通りの畑です。〇〇〇〇さんが、水活もこの先無くなるのだろうということで、今のうちに譲りたいということで双方合意の上売買するということです。単価については、借り賃も払ってからということでこの単価になっています。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	申請通り許可することといたします。
	次に議案第3号農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。
事務局	議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 借主は稲見の〇〇〇〇さん、貸主は〇〇〇〇、土地の所在は稲見〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は281㎡、契約期間は令和6年11月18日から令和17年12月31日までの11年間です。対価は10aあたり11,000円です。 2番 借主は〇〇〇〇さん、貸主は〇〇〇〇、土地の所在は稲見〇〇外1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は15,940㎡、契約期間は令和6年11月18日から令和15年12月31日までの9年間です。対価は10aあたり11,000円です。
会長	事務局の説明終わりました。補足説明をお願いします。
下川部委員	1番について、稲見は中間管理機構を使った基盤整備事業をやっておりまして、換地したときに面積が増えた人は減った人にお金を払って、バランスをとるという段階が今現在ですが、申請の時に〇〇〇〇さんの土地だったものを、〇〇〇〇さんで間違っ申請を出してしまったと

会 議 の 経 過	
	いうことで今回の取引となっています。
	2 番について 現況、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが賃貸借の契約をしていたのですが、換地するときには本人名義でないといけないということで申請のあったものです。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	無ければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	では、申請通り許可することとします。
	他になければ第 17 回農業委員会総会を閉会します。
	～了～